

社会保険情報

保険料免除申出は？ 育休2歳まで延長に

健保


平成29年10月から、育児休業は子が2歳に達するまで延長されたと聞いています。1歳6か月以降、育休取得の再度の申し出が必要とのことですが、社会保険料の免除も同様に手続きが必要なのでしょうか。



A 1歳6か月で再提出を

育休は、原則として子が1歳に達するまでですが、一定の事由に該当する場合には延長が認められています。その代表的なものとして、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面入所待ちになっている場合があります。2歳までの育休をするためには、改めて申出が必要になります（育介法5条4項）。

社会保険料ですが、育児休業等をしている被保険者について、事業主が保険者等に申出をしたときは、保険料は徴収されません（健保法159条）。

その期間は、育児休業等を開始した日の属する月から、終了する日の属する月の前月までです。免除の枠としては、育休に準ずる措置も含めて3歳まで想定されています（育介法23条1項）。

申出書には、終了予定日を記入します（健保則135条）。1歳までの育休、1歳6か月までの育休等に分け、その都度行うものとされています。その申出時期に、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業が追加されています。

「振替加算」の内容は？ 支給漏れ発覚の報道で

厚年


先日、公務員の妻に対して年金の「振替加算」が支払われていなかったという報道がありました。自分は40代の専業主婦で、夫婦とも年金を受け取るようになるのは暫く先の話になりますが、この「振替加算」とはどういった内容の年金なのでしょうか。また、民間企業に勤める人も対象になっているのでしょうか。



A 配偶者の加算を移転したもの

振替加算（国年法昭60附則14条等）は、被用者の配偶者が受給する老齢基礎年金に加算され、従来から民間企業等に勤務する厚生年金の被保険者でも、公務員で共済組合の組合員でもその配偶者に適用があります。

平成27年度に両制度を一元化したことを機に、支給漏れが発覚したと言われています。

夫が被用者で妻が専業主婦の場合、妻の厚生年金加入期間が20年未満で、夫の加入期間が20年以上の場合、夫の老齢厚生年金に加給年金額（厚年法44条）が加算されます。妻が被用者で夫が専業主夫でも同様です。

被用者でない方の配偶者が65歳に達すると加給年金は打ち切れ、代わりに配偶者本人の老齢基礎年金に加算される仕組みです。

ただし、この制度は昭和41年4月1日までに生まれた人が対象ですので、現在40歳代の人は振替加算を受けることはないと考えられます。